

平成28年度結婚新生活支援事業実施計画書（市町村分）

都道府県名 福岡県

市 町 村 名	吉富町
事 業 名	吉富町新婚家庭新生活応援事業
事業の趣旨・目的	経済的理由により結婚に不安を抱える方に対して、新婚世帯の住居費及び引越し費用を支援することにより、結婚に伴う新生活に係るコストを経済的に支援することで、結婚の希望を叶えるとともに、少子化対策を推進する。
地域の実情と課題	平成15年から人口が自然減に転じている本町の出生数は、平成21年度からの5年間の年平均が70人程度であったものが平成27年度には56人となり大幅に減少している。合計特殊出生率では、平成20年～平成24年の平均合計特殊出生率が1.84と高い水準にあったものが、平成25年には1.43まで低下し国県平均と同等の水準となった。 青年・子育て層（20歳～49歳：無作為抽出800人中回答247人）を対象に実施したアンケート調査結果によると、未婚者は回答者全体の約4割を占め、20代が44.3%を占めるものの、40代男性37.2%、30代女性35.2%と割合が高くなっている。また結婚に必要な条件について、未婚者のうち男性12.5%、女性28.3%が収入等の経済力を挙げている。 そのため、少子化対策の一つとして、結婚に伴う経済的不安の解消が有効であると考え、平成28年度に新婚家庭新生活応援事業を開始し、新婚夫婦の引越に伴う費用や家賃等の補助を行っている。賃貸借契約の時期について、これまで「婚姻の3か月前から」と始期を限定していたところだが、平成29年度からは新生活の準備期間はその夫婦によっても様々なことから、拡充して運用している。
市町村における結婚支援の全体像及びその中での本事業の位置づけ	「吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中長期重点目標である「出産・子育て環境を整え、喜を招く」では、結婚・妊娠・出産・育児・教育のそれぞれのタイミングにおいて総合的に支援する「子育て全力応援トータルパッケージ」の構築を目指すこととしている。このうち結婚の段階において生じる経済的負担を取り除き、本町で安心して新生活のスタートを切ることができるように開始されたのが本事業である。
重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標	吉富町においては当初、補助金の対象となる世帯を15件（H26吉富町婚姻数27件×所得340万円未満の世帯割合約40%×結婚の障害が「資金」の人の増加割合1.433）と見込んでおり、今補助金については予算の制約によりそのうち12件を対象としていたが、周知の効果もあり、当初想定していた申請数及び相談件数が増加していることから、現在の相談状況を鑑み、新たに14件を追加し、合計25件に補助金を支給することを目標とする。 <参考指標> 婚姻数18件（H26）→25件（H31）（所得340万円未満の世帯） 合計特殊出生率1.43（H25）→2（H31）（吉富町まち・ひと・しごと創生総合戦略より）
実施期間	交付決定日～平成30年3月31日
所要見込額	2,016千円（既交付決定分：1,260千円＋今回申請分：756千円）
事業内容	1 住居費に係る補助 吉富町新婚家庭新生活応援事業 新婚世帯の婚姻に伴い賃貸借契約を締結した住宅賃借費用に対して補助を行う。 【積算根拠】 H26吉富町婚姻数27件×所得340万円未満の世帯割合約40%×結婚の障害が「資金」と回答した人の増加割合1.433＝15件 このうち、12件を補助対象としていたが、申請数及び相談件数が増加していることから、現在の相談状況を鑑み、新たに14件を追加し、合計25件を申請対象と見込む。 （既交付決定分） 1,680千円×3/4（補助率）＝1,260千円（12件分） ※10月までの申請分（実績） 11件 1,548,760円 （今回申請分） ●11月以降の申請分（見込） （家賃補助は、申請月により「年度内の残りの月数×1万円（上限）」となる。） 11月：3件×（家賃分 40,000円＋初期費用分60,000円）＝300,000円 12月：3件×（家賃分 30,000円＋初期費用分60,000円）＝270,000円 1月：3件×（家賃分 20,000円＋初期費用分60,000円）＝240,000円 2月：3件×（家賃分 10,000円＋初期費用分60,000円）＝210,000円 3月：2件×（家賃分 0円＋初期費用分60,000円）＝120,000円 計 14件 1,140,000円 （実績）1,548,760円＋（今回申請分）1,140,000円＝2,688,760円 2,689千円×3/4（補助率）＝2,016千円（25件）
その他必要事項	2 引越費用に係る補助 吉富町新婚家庭新生活応援事業（再掲） 新婚世帯の婚姻に伴う引越費用（引越業者への支払い、仲介手数料、敷金・礼金）に対して補助を行う。 ・所得要件なし（所得340万円を超えた世帯については町単費） ・賃貸借契約の日を「婚姻日から起算して前3ヶ月から後1年の間」としていたが、平成29年度からはその要件を削除（申請自体は婚姻日から1年以内としているので、実質的には始期の制限が外れ、制度開始以降の賃貸借契約であれば可となる。ただし婚姻日の3ヶ月より前の賃貸借契約については初期費用は交付対象外となり、家賃のみが補助対象となる（その夫婦が補助対象期間内に別の町内民間賃貸住宅へ転居した場合、その際に発生した初期費用は交付対象となる。）。）
(注)	1 「所要見込額」には、結婚新生活支援事業実施計画全体の補助金所要額を記入すること。また、金額の根拠となる資料を添付すること。 2 「事業の趣旨・目的」には、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。 3 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間、個別事業の所要見込額及びその積算内訳も適宜記入すること。 4 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。